

船員職業安定法施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○ 船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）（抄）・・・・・・・・ 2

○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（妊産婦の就業制限）

第八十七条 船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 国土交通省令で定める範囲の航海に関し、妊娠中の女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたととき。

二（略）

②・③（略）

○船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）

（船員法の適用に関する特例等）

第八十九条（略）

2・3（略）

4 乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみ乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法第六条の規定により適用される労働基準法第七条並びに船員法第六十二条（同法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六十四条の二、第六十五条、第六十五条の二第二項（同法第八十八条の二の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十七条第二項（同法第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項、第八十六条第一項及び第二項、同条第三項（漁船に係る部分に限る。）、第八十七条第一項及び第三項、第八十八条、第八十八条の二の二第二項、第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四、第八十八条の六並びに第八十八条の七の規定並びにこれらの規定に基づいて発する命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第六十四条の二中「その使用する」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第三項に規定する派遣元の船舶所有者（以下単に「派遣元の船舶所有者」という。）がその使用する」と、同条及び同法第六十五条中「これを国土交通大臣に」とあるのは「及びこれを国土交通大臣に」と、同条中「その使用する」とあるのは「派遣元の船舶所有者がその使用する」と、同法第八十七条第一号中「船内で作業に従事することを申し出た場合」とあるのは「、あらかじめ、船内で作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た場合」と、同法第八十八条の二の二第二項中「その労働時間を超えて作業に従事することを申し出た場合」とあるのは「、あらかじめ、その労働時間を超えて作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た場合」と、同法第八十八条の二の二第二項中「その労働時間を超えて作業に従事することを申し出た場合」とあるのは「、あらかじめ、休日において作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た場合」と、同法第八十八条の四第二項中「同項本文の時刻の間において」とあるのは「、あらかじめ、同項本文の時刻の間において」と、「申し出た場合」とあるのは「派遣元の船舶所有者に申し出た場合」とする。

5、11（略）

12 第二項から第四項まで及び第八項に規定するもののほか、この条の規定により船員法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（抄）
（船員に関する特例）

第三十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一条第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会に調停を委任する」とする。

2・3（略）

○船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）（抄）

（船員法の規定を適用する場合の読替え）

第二条（略）

2 前項に定めるもののほか、法第八十九条第四項の規定により船員法の規定を適用する場合における同条第十二項の規定による船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十七条第一項	船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項若しくは第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項の規定

(略)

(略)

(略)